

[事案 2023-359] 新契約取消請求

・令和 6 年 11 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 9 月に銀行を募集代理店として契約した外貨建個人年金保険について、以下の理由により、契約を取り消してほしい。

- (1) 募集人は、当時、代理店に持っていたドル預金を使ってこの商品を購入すれば、為替差損、為替差益は元本に関して生じないと説明したが、満期になって計算書をみると為替差益が生じている。このような虚偽の説明をして商品を売りつける行為は詐欺行為である。
- (2) 為替差益に対して税金を支払うと、元本割れになってしまい損失が生じる。
- (3) 本契約には、為替レートがいくらになったら解約するという特約が付加されていたが、保険会社は商品のターゲットレートを募集人が勝手に設定をしたことを認め、特約を取り消している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 特約を取り消した際の、募集人と同席した上席の説明には誤りはなかった。資料として使用したパンフレットにも、外貨で入金する場合の為替レートが掲載されている。
- (2) 申立人は、差益に対する税金が約 50 万円と主張しているが、仮にそうであるとする税金を払っても米ドル建で元本に対して損失は生じていないはずである。そして、この年金原資額は米ドルでの受領も選択可能であった。
- (3) 個別の課税関係については、契約者が税理士や税務当局に問い合わせるべきであり、当社は誤説明をしていない限り責任を負わない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時や特約取消時の説明状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。